

大口西小学校 いじめ防止基本方針（R7.3改訂）

基本的な考え方

- いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす人権侵害行為、犯罪行為であって、決して許されない。そこで、「いじめ防止対策推進法」に従って取り組む。
- いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。これらの認識の基に、教職員一人一人が日ごろから小さな兆候でも見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。

未然防止

- ・ 「学級経営がすべての教育活動の基盤を成す」を念頭に置き、学級経営の充実を図り、学級が学習の場であると同時に生活の場であることを認識し、親和的でないじめのない学級集団づくりに努める。
- ・ 学校生活全般を通して道徳性の育成を図る。特に、道徳の授業改善に力を入れる。

＜重点指導内容項目＞

「善悪の判断」

「公正・公平」

「親切・思いやり」

- ・ 実践的な活動や体験的な活動（「成すことによって学ぶ」）、及び子ども同士が互いにに関わり合う活動を通して、自己効力感（自信）と貢献感を育てる。
- ・ チェックリスト*1をもとに学校、学級の状態を見直す機会をもつ。
- ・ いじめ問題に関する職員向けの校内研修を実施する。

早期発見

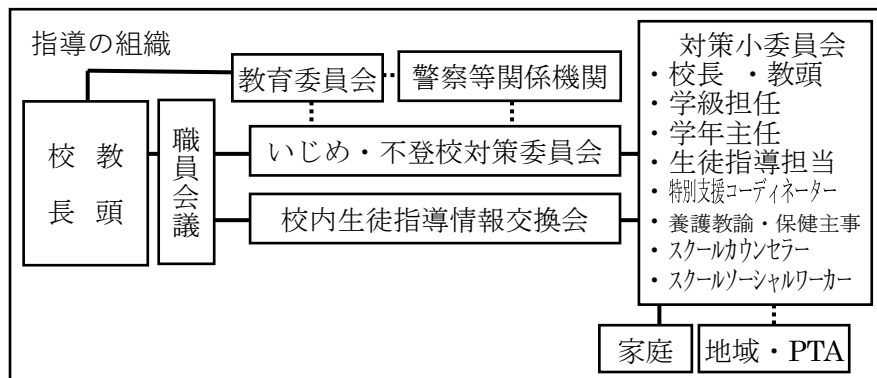
- ・ 定期的な児童へのアンケート(Q-U)を年2回(6・11月)実施。特に、いじめに関する項目である「いごこちのよいクラスにするためのアンケート「7・8・9・12」の4項目については、丁寧に対応する。
- ・ 年2回、児童と担任との相談週間「ハートウィーク」を通して担任と児童一人一人が相談できる機会を設け、児童理解、及び問題の早期発見に努める。
- ・ 日常の学校生活の中で、児童の変化がとらえやすいと考えられる場面で行動観察を行う。
- ・ 保護者や地域の方からの情報が入りやすいように、常日頃から人間関係の構築を図る。
- ・ あんしんパトロール団や、区長・児童民生委員などから、情報を得ることで、学校とは違う児童の様子を把握する。

解決に向けた対応（組織）

- ・ 学期末に校内生徒指導情報交換会を開き、各学年の様子を情報交換する。必要に応じて、打ち合わせの時間でも伝える。
- ・ 対策小委員会を組織し、速やかに対応に当たる。
- ・ 必要に応じて対策小委員会のメンバーで、集団への介入を行う。
- ・ 年3回「いじめ・不登校対策委員会*2」を開き、全職員でいじめについての情報交換及び対策を講じる。
- ・ 被害児童を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。
- ・ インターネット上のいじめへの対応は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置をとる。必要に応じて法務局や警察等とも連携して適切に援助を求める。

重大事態への対処

- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対応するとともに、外部機関（例：児童相談所や病院、適応指導教室等）との連携を図る。



「いじめが解消している」状態・・・次の2つの要件を満たすことが必要

- ・ いじめに係る行為が止んでいること → インターネットを含む加害行為が3ヶ月ない
- ・ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと → 本人・保護者に対して面談で確認をする

学校としての取り組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の把握 → 学校評価を元に、基本方針の見直し
- 児童生徒・保護者・地域・関係機関等に取組の内容を説明→ HP への掲載、入学時、各年度の開始時

チェックリスト*1 (このような学校・学級では いじめが起きにくい)

- ☐ 全教職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- ☐ いじめ情報が、すぐに対策組織に報告されている。
- ☐ いじめアンケートは回収して、すぐに目を通してしている。
- ☐ 善悪の基準が、しっかり示されている。
- ☐ 担任が学級の人間関係を把握している。
- ☐ 学級満足度調査（Q-U調査など）を行っている。
- ☐ 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- ☐ 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
- ☐ SCやSSWなどと協働できている。
- ☐ 担任が保護者からの信頼を得られている。
- ☐ 第三者となる児童が担任等にいじめを相談できる。

文部科学省「平成 29 年度第 1 回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」資料より

いじめ・不登校対策委員会*2

- ねらい
 - ・ いじめや不登校に関する児童の様子をより正確につかむ。事実関係を把握し、いじめであるか否かを表面的・形式的に判断することなく、校内組織を活用し行う。
 - ・ 出された児童の様子を基に、適切な対策を話し合う。ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに報告・相談する。
- 実施方法
 - ・ 原則として特別支援教育校内委員会と隔月で行うが、必要がある場合は随時行う。
 - ・ 職員全体で情報交換をする。
 - ・ 必要に応じて、対策小委員会を設けたり、個別に指導方法を検討したりする。
- 対象児童例
 - ・ 校内の生活から見ていじめに関与していると疑われる児童
 - ・ 保護者、地域の方などからいじめに関与していると連絡があった児童
 - ・ 欠席日数が多い児童
 - ・ 孤立しがちな児童
- 指導記録について
 - ・ いじめ事案を報告する際、問題解決に向けてどのような指導をしたかを記入し、全職員へ周知する。

【資料 1】

【資料 1】

【いじめ事案 報告書】				
				記入者: ()
				事実確認の際の立会者: ()
				事案を発見した通報者: ()
記入日: 令和 年 月 日				
被害 児童名	加害 児童名	事案 日時	起きた場所	「いじめ」と思われる行動の内容
年 組 ふりがな () 男女	年 組 ふりがな () 男女	月 日 () 午前 午後 時 分頃	校外 校内	
				★問題解決に向けて